

## 令和2年（2020年）産業連関表の作成に関する基本方針

〔令和2年8月19日〕  
産業連関部局長会議決定

我が国の産業連関表は、その作成に当たり広範多岐にわたる分野の膨大な統計資料等を用いていること等から、関係府省庁の共同事業体制をとってきた。今般、統計改革推進会議最終とりまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）において、GDP統計を軸にした経済統計の改善が掲げられ、産業連関表の供給・使用表（Supply and Use Tables, SUT）体系への移行（以下「SUT体系への移行」という。）によるGDP統計の基準年推計の改善を図ることなどが求められた。

これを受けて、関係府省庁では、基準年SUT・産業連関表に係る基本構成の大枠を決定した（令和元年6月20日産業連関部局長会議決定）。

関係府省庁は、これまでの共同事業体制を維持しつつ、産業連関表を取り巻く社会・経済状況の変化や諸課題に適切に対応するとともに、令和2年（2020年）を作成対象年とする今回の産業連関表において一部SUT体系への移行を円滑に行うため、産業連関表の作成上の検討事項等に関して共通認識を持つことが必要である。

本方針は、こうした共通認識の確保のため、令和2年（2020年）産業連関表の作成事業に係る基本的事項を定めたものである。

### 1 令和2年（2020年）産業連関表の作成目的等

産業連関表は、財・サービスの生産活動における産業相互の連関構造、生産活動と最終需要面・付加価値面との関連といった国の基本的な経済構造を明らかにする重要な加工統計であるのみならず、国の経済見通しや各種経済政策の作成、個別施策の経済波及効果分析等に活用されているほか、国民経済計算等の各種経済統計等の基礎データにもなっている。

産業連関表のうち取引基本表（以下「産業連関表（取引基本表）」という。）は、上記重要性に鑑み、平成22年7月に、公的統計の中核をなす統計として、統計法上の基幹統計に指定されている（指定した旨の公示は平成22年9月）。

一方、産業連関表を取り巻く状況は、平成27年（2015年）を作成対象年とした前回の産業連関表の作成時よりも大きく変化しており、産業連関表及び国民経済計算の推計方法に対する統計の利用者等への情報提供と推計結果の信頼性向上の必要性から、SUT体系への移行が提言されている。具体的には、令和7年（2025年）表におけるSUT体系への移行を見据え、令和2年（2020年）表の作成については、一次統計から直接SUT（供給表及びサービス分野（「サービス産業・非営利団体等調査」の対象産業）に関する使用表）を推計し、それらを踏まえて産業連関表（取引基本表）を作成するなどの推計手順の検討が必要とされている。

この点を踏まえつつ、産業連関表を作成することとし、その作成に当たっての基本的事項を以下のとおり定める。

## 2 事業の実施体制

### (1) 共同事業体制

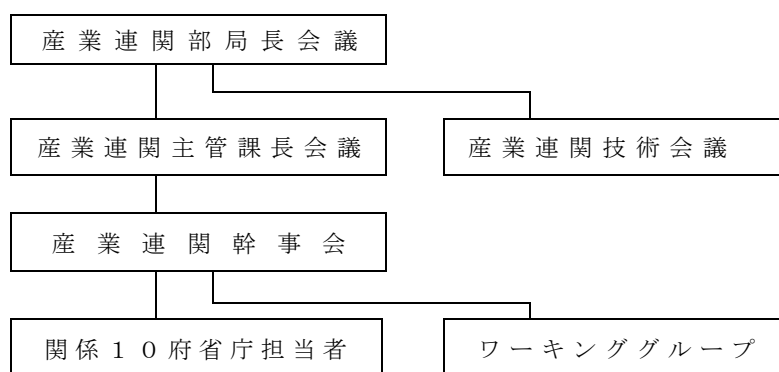
令和2年（2020年）産業連関表の作成は、令和2年度を初年度とする6か年度にわたる事業とし、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の共同事業体制により行う。

なお、必要に応じてその他の関係機関の協力を得るものとする。

### (2) 事業組織及び作成業務の分担

ア 産業連関表の作成を円滑に進めるため、産業連関部局長会議等の機関を設ける。事業の実施体制及び各機関の機能と構成は、次のとおりとする。

#### < 事業の実施体制 >



#### < 各機関の機能と構成 >

① 産業連関部局長会議

産業連関表に関する基本事項を決定するため、関係府省庁の関係部局長をもって構成する。

② 産業連関主管課長会議

産業連関表に関する重要事項を決定するため、関係府省庁の主管課長をもって構成する。

③ 産業連関技術会議

産業連関部局長会議に対して産業連関表に関する技術的な助言を行うため、学識経験者をもって構成する。

④ 産業連関幹事会

産業連関表に関する事項の関係府省庁間の連絡及び関係府省庁に共通する問題の処理を行うため、関係府省庁の担当者の代表をもって構成する。必要に応じて部外協力者を参加させることができる。

⑤ ワーキンググループ

産業連関表の部門分類、概念・定義、推計方法等に関する具体的問題を集中的に検討するため、関係府省庁の担当者をもって構成する。

イ 関係府省庁の具体的な作成業務の分担は、「令和2年（2020年）産業連関表の作成に関する基本要綱」において決定することとする。

各府省庁の主たる作成業務の分担は次のとおりである。なお、供給・使用表に関する推計・補正作業については、関係府省庁の協力を得ながら総務省を中心に実施する。

＜各府省庁の主たる作成業務の分担＞

府省庁	主たる作成業務の分担
総務省	① 立案、連絡、調整及び公表の総括 ② 電子計算機による製表及び分析計算 ③ 郵便・信書便、情報通信（他府省庁が担当する部門を除く。） ④ サービス産業・非営利団体等調査の対象部門（他府省庁が担当する部門を除く。） ⑤ 最終需要部門のうち輸出入
内閣府	① 下水道、公務、他に分類されない会員制団体、対個人サービス（他省庁が担当する部門を除く。） ② 最終需要部門（輸出入を除く。） ③ 粗付加価値部門（雇用者所得を除く。）
金融庁	金融・保険
財務省	塩、酒類、たばこ、法務・財務・会計サービス
文部科学省	教育・研究
厚生労働省	① 医薬品、上水道・簡易水道、医療・福祉、労働者派遣サービス、建物サービス、生活衛生関係サービス ② 粗付加価値部門のうち雇用者所得
農林水産省	農林漁業、飲食料品製造業（酒類及びたばこ部門を除く。）、木材、農薬、畳・わら加工品、飲食サービス
経済産業省	① 鉱工業（他府省庁が担当する部門を除く。）、再生資源回収・加工処理、電力・ガス・熱供給、工業用水、商業 ② 情報サービス、新聞、出版、対事業所サービス（他府省庁が担当する部門を除く。） ③ 事務用品
国土交通省	① 建設、不動産、土木建築サービス ② 運輸、船舶・同修理、鉄道車両・同修理、貸自動車、自動車整備
環境省	廃棄物処理

(3) 予算

産業連関表の作成に関する予算措置については、各年度の必要経費（職員の人件費を除く。）を総務省に一括計上し、これを作成業務の内容に応じて関係府省庁に配分することとする。

3 事業の内容

産業連関表（取引基本表）、係数表、付帯表（供給・使用表を含む）及び接続産業連関表を作成する。これらの表の形式等については、次のとおりとする。

- (1) 産業連関表（取引基本表）は、「商品×アクティビティ（商品）のクロス表」を作成する。表の種類は、価格評価の違いによる生産者価格評価表及び購入者価格評価表並びに輸入の扱いの違いによる競争輸入型表及び非競争輸入型表（基本分類のみ）とする。
- (2) 係数表は、原則として平成27年（2015年）表に準じた表を作成する。
- (3) 付帯表は、令和7年（2025年）産業連関表におけるSUT体系への移行を見据え、産業別商品産出表（V表）に代わり、供給表を作成することとし、また、使用表を新たに付帯表として作成する。その他の付帯表である物量表、屑・副産物発生及び投入表、雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）、雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）、固定資本マトリックス、

自家輸送マトリックスについては、その利用状況、作成方式を検討の上、産業連関表全体の作成作業の効率化、公表の早期化の観点からその作成の在り方を検討する。

- (4) 令和2年(2020年)産業連関表の完成後に、平成23-27-令和2年簡易版接続産業連関表を作成する。なお、その作成に当たっては、令和7年(2025年)表の作成期間と重複している点を考慮し、これまでの接続産業連関表とは異なり簡易な方法での作成方法とする。

#### 4 作成上の留意点及び主な検討事項等

##### (1) 作成上の留意点

- ア 近年の我が国経済構造の急速な変化への対応の必要性や産業連関表(取引基本表)の基幹統計としての指定を踏まえ、産業連関表の推計精度の一層の向上を図るため、推計基礎資料の収集・整備の充実及び改善を図る。
- イ 産業連関表の利用のニーズに合った部門の設定を行うとともに、特殊な扱いを可能な限り整理し、利用しやすい表を作成する。
- ウ 経済統計の体系整備及び国際比較可能性を高める観点から、国際連合が2008年から2009年にかけて採択した国民経済計算体系(以下「08SNA」という。)における概念・定義との関係を整理する。
- エ 基礎資料の収集・整備、計数の推計、計数調整等各段階での作成業務の合理化・効率化を進める。

##### (2) 主な検討事項

- ア 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。)の課題への対応

第Ⅲ期基本計画に掲げられた産業連関表に関する諸課題について、以下の課題を中心に計画的に検討を進める。

###### ① 令和2年表における一部SUT体系への移行手順の検討

令和2年表では、一次統計から直接SUT(供給表及びサービス分野(「サービス産業・非営利団体等調査」の対象産業)に関する使用表)を推計し、それらを踏まえ産業連関表(取引基本表)を作成し、その後、産業連関表(取引基本表)を用いて供給・使用表を補正するなど、一連の移行手順を検討する。具体的には、推計プロセスの整理、部門の検討、サービス産業・非営利団体等調査の見直し等を重点的に検討する。

###### ② 基本価格表示による産業連関表の作成に関する検討

平成27年(2015年)表で参考表の扱いとした基本価格表示による産業連関表について、推計に必要な一次統計等の間接税の取扱い等を踏まえ、その試算等作成方法、精度等の検討を行う。

###### ③ 自社開発ソフトウェアに係る経費の取扱いに関する検討

平成27年(2015年)表で参考表の扱いとした自社開発ソフトウェアに係る経費を固定資本形成に計上することについて、定義範囲の検討、一次統計等推計資料の整備状況の検討等を行う。

- イ 08SNA、サービス分野の生産物分類の策定等に伴う課題への対応

###### ① 概念・定義及び推計方法の検討、分類策定研究会の成果等との整合性の確保

08SNAの概念・定義や、生産物分類との整合性を図る観点から、内閣府における国民経

済計算上の取扱いの検討結果を勘案しつつ、産業連関表における取扱いに関する検討を計画的に行う。また、推計方法については、「経済センサス - 活動調査」や「産業連関構造調査」等の調査内容を踏まえつつ、より一層の精度向上の観点からの検討を行う。なお、技術的事項については、産業連関技術会議を適時開催し、専門的見地からの検討を行う。

## ② 部門・品目分類の検討

「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」（令和元年6月20日）を基本としつつ、サービス分野の生産物分類や産業構造の変化等を踏まえ、国際標準産業分類等国際分類による国際比較可能性の確保にも配慮し、部門分類を検討する。特に副業分割の推計方法や、住宅宿泊事業など新たな経済活動における分類等について十分に留意し検討を行う。

## ③ 推計基礎資料の拡充

推計基礎資料の拡充を図るため、一次統計所管部署との連携を図りながら、既存統計の組替集計の内容について検討する。また、推計精度の向上の観点から、行政記録情報や民間統計の活用についても重点的に検討する。

## (3) 作成の効率化及び相互協力

ア 令和2年（2020年）産業連関表の精度向上と作成の効率化を図るため、産業連関表の作成業務支援プログラムの見直しを行う。

イ 産業連関表の作成には専門的知識と膨大な業務量を必要とするため、各府省庁は、要員の適正配置に努めるとともに、他の業務との適切な調整に十分に留意する。

ウ 各府省庁は、それぞれが共同事業組織の一員であることを十分に認識し、相互協力の下に作成を進める。

## (4) その他

ア 産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討

各府省庁は、所管分野での産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討を引き続き行う。

イ 地域産業連関表の作成に係る地方公共団体への支援

地域産業連関表を作成する地方公共団体に対して、推計基礎資料の提供等の面で支援を行う。

## 5 作成スケジュール

作成スケジュールの概要は、別紙のとおりとする。

## 6 その他

令和7年（2025年）を作成対象年とする次回の産業連関表の作成の在り方について、その作成が円滑に開始されることに資するため、令和2年（2020年）産業連関表の作成期間（令和2年度を初年度とする6か年度）中に、必要に応じて検討を行うなど適切な措置を講じる。

令和2年(2020年)産業連関表作成スケジュール

年度	令和元年(2019年)度				令和2年(2020年)度				令和3年(2021年)度				令和4年(2022年)度				令和5年(2023年)度				令和6年(2024年)度				令和7年(2025年)度		
	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四
主要事項					◎ 基本方針の決定								◎ 基本要綱の決定								◎ 令和2年表の公表				◎ 接続表の公表		
会議					▼★								▼★								▼★				▼		
作 成 作 業	基本方針の作成・審議・確定 ① 事業の実施体制 ② 作成上の留意点及び主な検討課題 ③ 作成スケジュール				産業連関技術会議の開催(必要の都度) <会議の区分> ▼ 産業連関主管課長会議 ★ 産業連関部局長会議				※基本要綱の決定後、速やかに基幹統計の作成方法の変更通知(統計法第26条)に係る手続を実施				生産額の推計 投入額・産出額の推計				取引基本表の調整作業 ① 生産者価格調整 ② 購入者価格調整				○ 2年表 報告書の発行				○ 接続表 報告書の発行		
	産業連関構造調査(2年度実施)の企画・実施・集計				産業連関構造調査(3年度及び4年度実施)の企画・実施・集計				既存統計調査, 基礎統計の組替集計 ① 経済センサス-活動調査 ② 貿易統計 ③ その他				報告書の作成				接続表の作成方法の詳細検討 接続表の作成				接続表報告書の作成						
	作成業務支援プログラムの要件定義				作成業務支援プログラムの設計構築・改修・運用								報告書英文編の作成				2年表の総括と7年表作成手法等についての検討										

(※) 令和4年度以降に行う作業は、推計手順・公表時期等に関する検討を踏まえて確定することから、基本要綱の策定に際し見直しを行う。

[参考] 令和2年(2020年) 産業連関表 作成機関名簿

(1) 産業連関部局長会議

総務省政策統括官(統計基準担当)  
内閣府経済社会総合研究所次長  
金融庁企画市場局長  
総務省統計局統計調査部長  
財務省大臣官房総括審議官  
文部科学省総合教育政策局長  
厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)  
農林水産省大臣官房統計部長  
経済産業省大臣官房調査統計グループ長  
国土交通省総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長  
環境省環境再生・資源循環局長

(2) 産業連関主管課長会議

総務省政策統括官付統計審査官  
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長  
金融庁企画市場局総務課調査室長  
総務省統計局統計調査部調査企画課長  
財務省大臣官房経済財政政策調整官  
文部科学省総合教育政策局調査企画課長  
厚生労働省政策統括官付参事官(企画調整担当)  
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官  
経済産業省大臣官房調査統計グループ調査分析支援室長  
国土交通省総合政策局情報政策課長  
国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長